

一部改正 平成17年7月27日
一部改正 平成18年3月20日

四運自公第22号
四運自公第16号
四運自公第39号

公 示

車載自動車による旅客及び貨物の運送の取扱いについて

今般、いわゆる車載自動車を使用して行う旅客及び貨物の運送であって一般乗用旅客自動車運送事業及び一般貨物自動車運送事業に該当する事業に係る一般乗用旅客自動車運送事業及び一般貨物自動車運送事業の許可の取扱いについて下記のとおり定めたので、公示する。

平成16年3月29日

四国運輸局長 辻村 邦康

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業の許可

(1) 営業区域

営業区域の範囲は「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の許可申請事案及び事業計画変更認可申請事案等の処理方針について」（平成14年1月18日付け四運自公第44号）（以下「タクシー許可処理方針」という。）1（1）に定める営業区域単位とするが、地域実情により県単位まで拡大できる。」ものとする。

なお、旅客のみの運送を行う場合の営業区域の範囲は、拡大された営業区域ではなく、タクシー許可処理方針に定める一般乗用旅客自動車運送事業の営業区域単位とする。

(2) 最低車両数

最低車両数は、タクシー許可処理方針に定める最低車両数とする。

ただし、松山交通圏においても、5両とする。

(3) 許可に付する条件

車載自動車により旅客運送を行うという輸送形態の特殊性にかんがみて、許可に際しては、以下の条件を付するものとする。

① 業務の範囲は、

A 「車載自動車による旅客の運送については、旅客及び貨物の運送をあわせて引き受けた場合を除き、旅客の運送及び貨物の運送を個別に引き受け、その運送を同時に行ってはならない。」こととする。

B (2)のただし書きにより最低車両数を緩和した松山交通圏に係る業務の範囲は、「旅客の運送については、旅客及び貨物の運送をあわせて引き受け、その運送を車載自動車により同時に行う場合に限ることとし、当該車載自動車による旅客のみの運送を行ってはならない」こととする。

- ② 車載自動車による旅客の運送は、原則として営業所のみにおいて運送の引受けを行うものであること。
- ③ 車載自動車による旅客及び貨物の運送を同時に行う場合には、当該車載自動車に「貨客限定」の表示をすること。

なお、上記（１）～（３）に定めた事項以外については、タクシー許可処理方針に定めるところによるものとする。

２．一般貨物自動車運送事業の許可

車載自動車を使用して旅客及び貨物の運送を行う事業に係る一般貨物自動車運送事業の許可の取扱いについては、トラック許可処理方針に定めるところによるものとする。

３．附 則（平成１７年７月２７日四運自公第１６号）

この改正公示は、平成１７年７月２７日から適用する。

附 則（平成１８年３月２０日付け四運自公第３９号）

この改正公示は、平成１８年４月１日以降申請があったものから適用するものとする。